

令和 2 年 6 月 2 日

大阪河崎リハビリテーション大学
4 年生及び保護者 各位

大阪河崎リハビリテーション大学
学長 武田 雅俊
臨床実習委員長 上島 健

臨床実習における医療機関等での実施について（第 3 報）

新型コロナウイルス感染症の感染者が減少傾向にあることから、緊急事態宣言が全国的に解除され、各都道府県からの活動自粛要請も段階的に解除されている状況となりました。本学においても、令和 2 年 6 月 1 日より感染症予防対策を万全に講じたうえで、段階的に対面授業を開始しています。

一方、本学の臨床実習については、各臨床実習施設と連携しながら準備を進めてきましたが、全学生が当初の実習期間で一斉に臨床実習を開始することは、現時点で困難な状況です。臨床実習の開始時期をさらに延期して実施することは、今後の本学カリキュラム実施や国家試験の受験準備に多大な影響が生じることが予想され、臨床実習施設の代替等による延期は困難と判断しております。

このため、原則としては、当初の実習期間に臨床実習を実施し、必要な知識及び技能を修得できるよう、本学としては、以下の方針としました。

なお、事態は日々流動的に変容し、今後も様々な対応を迫られることとありますが、その際には最善の策を講じ、その内容を、学内メールや本学の電子掲示板（desknet's インフォメーション等）にてお知らせしますので、随時ご確認ください。

記

1. 臨床実習の実施について

臨床実習は令和 2 年 7 月 6 日から実施し、各専攻における臨床実習施設の受け入れ状況に従って実施し、短期間の臨床実習も含めて検討します。当初の実習期間（理学療法学専攻と言語聴覚学専攻は 8 週間、作業療法学専攻は 9 週間）に満たない実習期間については、学内実習として実施します。

臨床実習の中止による影響を受けた学生と受けていない学生の間、修学の差が生じることが無いよう配慮し、各専攻内の学生は同一の期間で臨床実習を実施します。

本学教職員は臨床実習の実施において、臨床実習施設と受け入れの調整を現時点でも行っております。このため、学生の皆様には、下記のご協力をお願いすることとなりますので、ご理解をお願いします。

- ・ 既に発表した臨床実習施設が変更となることがあります。
- ・ 感染の危険性を最小限にするため、学生の臨床実習施設への移動経路（自宅からの距離や時間、公共交通機関を利用しない移動経路等）を再検討します。このことにより、臨床実習施設に参加する学生が変更となることもあります。
- ・ 参加する臨床実習施設の決定を全員一斉にお伝えできないこともありますが、必ず専攻内の他学生と同一の期間で臨床実習を実施します。
- ・ 上記について臨床実習施設と連絡調整を行っておりますので、学生の皆様から臨床実習施設へのお問い合わせはお控えください。
- ・ 臨床実習及びその後の臨床実習セミナーは、原則として令和2年9月11日までの期間に終了する予定です。
- ・ 臨床実習の開始時期を延期していることから、夏季休業、秋季休業の期間は十分に確保できない見通しです。臨床実習の終了後には後期のカリキュラムが開始されますので、今後発表されるアカデミックカレンダーをご確認ください。

2. 実習期間の変更に伴う通学定期購入について

実習期間変更に伴い、通学定期券を購入できるよう、本学としても各鉄道会社等と最大限調整を行います。しかし、急な実習期間変更となった場合は、通学定期券が購入できないことが予想されます。その際は、回数券購入等の経済的な通学方法の検討をお願いします。

3. 臨床実習における新型コロナウイルス感染症の予防指導について

臨床実習に参加する学生は、別紙（臨床実習における新型コロナウイルス感染症の予防指導）に示す遵守事項に沿って行動してください。臨床実習施設において、学生が感染の要因となることのないように留意してください。

4. 臨床実習を開始した後に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合について

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合、政府や都道府県からの活動自粛要請が予想されます。その場合、臨床実習についても中止とせざるを得ない状況となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、各専攻内で臨床実習に参加した学生との差が生じることもあり得ますが、ICT機器等の通信機器を活用した学内実習により、臨床実習施設での臨床実習に代えて必要な知識及び技能を修得できるように指導します。

5. 本学学生等が、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者となった場合について

別紙（臨床実習における新型コロナウイルス感染症の予防指導）に示す臨床実習の開始後における臨床実習の中止基準に則って、臨床実習は一時中止となります。なお、一時中止期間中は公欠扱いとし、不足する臨床実習期間は学内実習等で補充いたします。

6. 本学方針の情報更新について

上記については、令和2年6月2日時点での状況であり、政府の方針や社会情勢等により、変更することがありますので、本学からの情報に注意してください。

本学の学生の安全衛生を最優先事項として配慮し、この未曾有の事態に真摯に対応することで、将来の日本の医療を担う人材を育成する義務を担います。どうか、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上

臨床実習における新型コロナウイルス感染症の予防指導

1. 新型コロナウイルス感染症に対する学生への感染予防指導
 - ・新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック[第2版]（東北医科薬科大学病院感染制御部作成）の配布及び感染予防指導を行う。
2. 本学における新型コロナウイルス感染症の対応について
 - ・登校（通勤・通学）、授業、休憩時間等について、資料1の指導を行う。
3. 臨床実習前の行動における注意喚起について
 - ① 学生の海外渡航は禁止する。
 - ・ 出入国の制限措置や入国後の行動制限があり、臨床実習中の感染予防の観点から海外渡航は禁止する。
 - ② 感染の拡大につながるおそれのある催物(イベント)への参加や飲食を伴う会合等への参加を原則禁止する。
 - ③ 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定による下記施設への入場を原則禁止する。
【該当施設】
 - (1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - (2) 集会場又は公会堂
 - (3) 展示場
 - (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
 - (5) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
 - ④ 3つの密(密閉・密集・密接)を避け、臨床実習に臨む学生として、感染症にかからない・うつさないよう行動する。
4. 臨床実習前・臨床実習中の学生の健康管理や注意喚起について
 - ① 検温及び健康状態に関する健康管理は、令和2年4月1日以降実施する。当該記録は、臨床実習開始の2週間前から、健康管理シート（資料2）に記録する。
 - ② 臨床実習中は、健康管理シートを臨床実習指導者へ毎朝提出し、自身の体調を

報告する。

- ③ 臨床実習中は、マスクを着用する。
 - ④ 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触を認めた場合や、健康状態が不良と判断される場合には、臨床実習指導者および大学に連絡し、指示を仰ぐ。
 - ⑤ 大学に入構することで、臨床実習中に新型コロナウイルス感染の要因とならないよう、以下の行動を制限する。
 - ・ 臨床実習の開始後に、いかなる場所においても本学学生と接触すること。
 - ・ 臨床実習の期間中、本学キャンパス（図書館等）へ入構すること。
 - ・ 臨床実習の期間中、本学キャンパス内で教員の指導を受けること（原則禁止）。
- ※ 臨床実習中の学生指導は、電話やメール、ICT 機器を利用して遠隔指導を行う。
- ※ 臨床実習中の文献検索は、メディカルオンラインの活用を推奨する。

5. 臨床実習の開始後における臨床実習の中止基準について

- ① 実習生が、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と判明した場合
 - ※ 当該学生は臨床実習を中断とし、感染症法に基づく官公庁の指示に従う。その際は、直ちに臨床実習指導者に連絡を行い、感染拡大予防措置に全面的に協力する。
- ② 臨床実習の開始前後 14 日間において、実習生以外の本学学生や教職員が、新型コロナウイルス感染者と判明した場合
 - ※ 新型コロナウイルス感染者が本学キャンパス内への入構が確認された場合、臨床実習に参加する全ての 4 年次学生の実習を直ちに中断とし、この時点から 14 日間の自宅待機とする。
 - ※ 感染の潜伏期間を経過して、臨床実習施設における臨床実習の受け入れが可能と判断された場合に限り、臨床実習の再開を行う。
- ③ 臨床実習の開始 15 日目以降において、本学の学生や教職員が、新型コロナウイルス感染者と判明した場合
 - ※ 原則として実習生はキャンパス内への入構が無く、新型コロナウイルス感染者との接触が無いことから、感染の恐れは無いものとして臨床実習を継続する。この場合、臨床実習指導者と臨床実習担当教員とは、連絡を取れる体制を確実に構築する。但し、本学の一斉閉鎖等で、担当教員が対応困難な場合は、実習の中断を検討する。

以上

教職員

学生 各位

大阪河崎リハビリテーション大学

新型コロナウイルス感染症の予防対策について

対面授業を開始するにあたり、感染症の対策については次のとおりとします。

(1) 登校（通勤、通学）に関すること

- ① 朝の検温を行ったうえで登校すること。（健康管理シートを記入のこと）
 - ・ 風邪の初期症状（健康管理シート 2 項目以上該当）があった場合は無理せず、自宅療養し、登校停止とする。
 - ・ 37.5℃以上の発熱や体調不良がある場合、登校を禁止する。
- ② 外出中は、常時マスクを着用すること。
- ③ スクールバスは、マスク着用しない場合、乗車できないので、マスクを必ず着用すること。
- ④ 新型コロナウイルスに感染した場合は、医師の許可がおりるまで登校禁止とし、直ちに大学に連絡すること。
- ⑤ 保健所等から濃厚接触者と認定された場合は、直ちに大学に連絡し、2 週間程度、登校を禁止し、自宅待機とする。
- ⑥ 大学構内を移動する際、密にならないようにし、エレベーターの使用は密にならない範囲で使用する。

(2) 対面授業（座学）に関すること

- ① 座席は、隣り合わせに座らないなど可能な範囲で離れて受講する。
- ② 授業中は、可能な範囲で窓を開放し、換気を小まめに行う。
- ③ 机・座席の清拭活動は、大学で毎朝行うこととしているが、必要があれば各自で行う。

(3) 休憩時間、その他

- ① 長時間、換気の悪い密閉空間での自習や、密集することを極力避けること。
- ② 手洗いを励行し、マスクを必ず着用すること。
- ③ 課外活動は、大学が許可するまで禁止とする。
- ④ 食事中の会話は慎むこと。
- ⑤ 食堂は、不必要な滞在を避けて、対面での食事を極力避けること。
- ⑥ 授業終了後は、不必要な滞在を避けて、下校すること。
- ⑦ トイレ待ちでは、一定の距離を保ち、トイレ使用後は蓋を閉めてから流すこと。
- ⑧ 大学構内に設置された手指消毒液を、積極的に使用すること。
- ⑨ 図書館、CALL 室を利用する場合も、座席は一定の距離を保つこと。
- ⑩ 床に置いた荷物は、机の上に置かないこと。

本件問い合わせ先
大阪河崎リハビリテーション大学
保健委員会・学生委員会

(資料 2)

[illegible]